

社会福祉法人 ころろ 役員及び評議員の報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ころろ(以下「ころろ」という。)の定款第8条(評議員の報酬等)、定款第21条(役員の報酬等)に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 理事及び評議員は無報酬とする。

2 監事がころろの事業運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、監査指導報酬として年額 40,000 円を支給する。

(費用弁償)

3条 役員及び評議員に対する費用弁償として、会議出席につき1回 2,000 円を支給する。但し職員理事については支給しない。

2 役員及び評議員に対する旅費日当は、ころろの出張旅費規程に基づき支給する。

(付則)

1 この規程は 2017 年 6 月 13 日ころろ評議員会にて決定され、即日施行する。